

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 御坊市 (都道府県: 和歌山県)  
 本事業の担当部局名 総務部企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	新婚世帯住宅取得エール補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通                  本市は、合計特殊出生率が1.60(令和2年)と、和歌山県の平均よりも高い数値である一方で、婚姻については、本市では平成29年の109件から令和3年の97件と減少傾向にあり、また県全体としても婚姻数が減少している。人口減少を防ぐために、子育てへと繋がっていく結婚の環境を整え、婚姻率の上昇と出生数の増加を図る必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通                  令和3年3月に策定した「第2期御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、4つで構成される基本目標の1つである基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の施策の基本方針として、(1)結婚から妊娠・出産までの切れ目のない支援、(2)子育て環境の充実がある。                  &lt;本個別事業の位置付け&gt;                  本事業は、(1)結婚から妊娠・出産までの切れ目のない支援において、本市で結婚し、妊娠・出産・子育てをしていきたいと思えるようなまちづくりに向けた取り組みとして、若い世代の結婚を支援するものである。</p>		
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>		
	<b>【補助対象要件】</b>		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【補助上限額】</b>		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
<b>【対象費目】</b>			
<input type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 引越費用
<b>【継続補助】</b>			
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>			
※(注)3 <b>【その他独自要件】</b>			
・新婚世帯の対象について、事業実施年度含め3年間までを対象とする。 (過去1、2年前は国の補助対象外であるが、独自要件として実施する。)			

2. 申請見込

①新規世帯見込	10	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	0	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年度の補助件数(見込み)が0件であるが、上記独自要件の設定により10世帯を目指す。

(以下、前回の積算根拠)

- ・29歳以下申請申込: 45世帯①100件 × ②65% × ④70%
- ・30～39歳申請申込: 10世帯①100件 × ③25% × ⑤40%

- ①直近年度の御坊市の年間婚姻件数100件
  - ②「令和3年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合65%
  - ③「令和3年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに30～39歳の世帯割合25%
  - ④「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合29歳以下の世帯総数のうち、所得約500万円以下の世帯の割合70%
  - ⑤「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合30～39歳の世帯総数のうち、所得約500万円以下の世帯の割合40%
- ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は、29歳以下2世帯、30～39歳6世帯とする。

新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。

- 29歳以下: 2世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 1,200千円
- 30～39歳: 6世帯(申請申込) × 30万円(補助上限額) = 1,800千円

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	0 世帯 × 600,000 円 = 0 円	左記上限額のとおり	
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 = 3,000,000 円		
	(継続補助)		

3. 広報の実施予定

自治体広報紙・HPでの情報提供

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	5件 (R9)	0件 (R5)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.6 (R2)	
	婚姻件数		件	97 (R3)	
	婚姻率			4.3 (R3)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	15	0
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HPやHPで周知する。 また、別途県でも当該事業の広報が行われるため、そちらとも連携する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
  - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
  - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
  - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。